

京都BCP行動指針（案）

～災害時における京都の活力の維持・向上のために～

平成26年6月
(改正：平成29年5月)
(改正：令和 年 月)

京都BCP行動指針 目次

はじめに	1
第1 基本的な考え方	
1 趣旨 ~京都BCPとは~	2
2 リスクの認識	3
3 他の計画等との関係	4
4 適用範囲	4
5 取組の主体	4
6 各企業等の事業継続	4
7 行動指針の見直し	4
第2 京都BCPにおける京都府の役割	5
第3 京都BCP行動指針の使い方と構成	7
フェーズ1 平常時（インパクトを抑えるための行動）	9
共通認識	
経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）	
連携	
フェーズ2 緊急対応時（緊急対応を円滑に実施するための行動）	16
共通認識	
経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）	
連携	
フェーズ3 復旧・復興期（復旧・復興対応を円滑に実施するための行動）	23
共通認識	
経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）	
連携	
第4 おわりに：今後の京都力向上のために	30
参考資料	32

はじめに

2011年の東日本大震災は、複数都県が同時に被災する超広域の災害であるとともに、地震や津波、原子力事故に起因する社会・経済活動の途絶・混乱を引き起こした複合災害であり、これまで考えられてきた災害の概念に収まりきれない未曾有の大災害であった。この教訓を踏まえ、各地では様々な分野において、防災の取組について見直しを図る動きが活発化している。

経済活動の分野では、東北地方から関東地方にかけて事業所が所在する企業等の多くで、これまでに経験したことのない甚大な被害を受けたが、現在も復旧・復興に向けて精力的な取組が続いている、改めてBCP（Business Continuity Plan 事業継続計画）の重要性が確認された。

従来、BCPは「単独の企業等」が策定する「自組織の緊急時の行動計画」として認識されてきたが、広域かつ巨大な複合連鎖災害であった東日本大震災では、地震動による直接被害が及ばない遠い地域であっても、主要な部品や原材料の生産停止や供給途絶、また物流機能が阻害されたことなどにより、企業等の活動に影響が及んだ。二次・三次災害についても経験したことのないものであったため、このような状況に対応できるBCPが極めて少なかったと考えられる。このことは、各企業等のBCPを超えて、同業種、地域内の企業等同士あるいはサプライチェーンを通じた関係企業等、さらには自治体などの連携を図る中で緊急時の行動計画を策定する必要があることを示唆している。

BCPの策定により、自らの重要業務を守ることは、企業等として当然の行動であるが、このことは結果として地域全体の防災力の向上につながるものである。また同時に、地域に所在する事業所等は、地域の活力の一端を担うものであり、これらの事業所等が十全な活動ができなければ、地域経済、雇用への影響は非常に大きい。

しかし、これまで発災当初から地域の活力を維持・確保することを意識した行動をとることが、官民間わず地域内の組織横断的な発想として貧弱だったことは否めない。人々の生活に欠かすことができないライフラインを一刻も早く復旧する活動が行われると同様、被災当初から、地域の活力の落ち込みを阻害することを最小限にとどめ一刻も早く復旧・復興させるための施策・行動が期待される。

こうしたことを踏まえ、従来の防災対策の枠組みを超え、BCPの考え方を「京都」全体に適用し、「地域全体の活力」を災害から守る、万一活力が低下した場合でも早期に回復させる力（レジリエンス）を構築することを念頭に、当面の取組として、復旧・復興に不可欠な雇用と経済活動を守るために地域連携型BCPの基礎として、「京都BCP行動指針」を策定する。

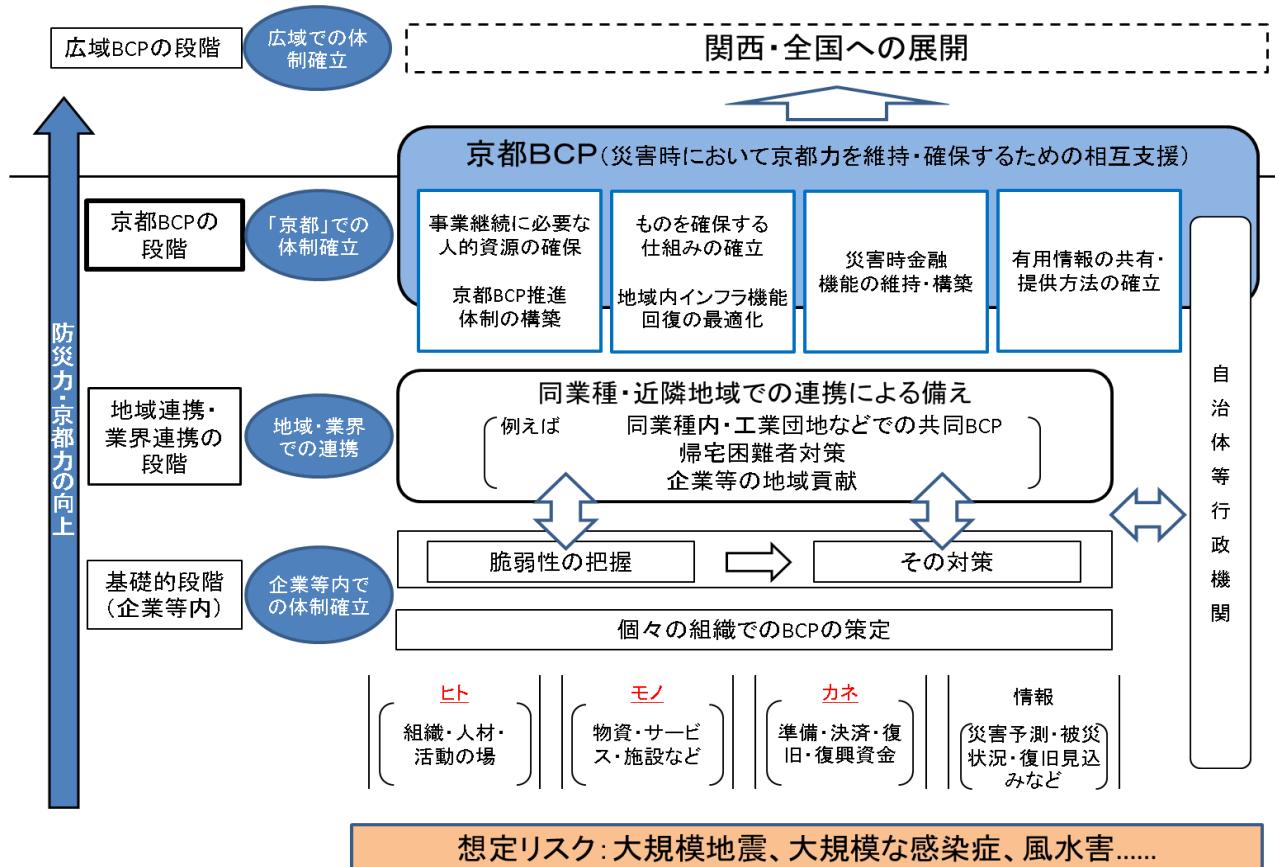
京都BCP検討会議 座長 渡辺 研司
(名古屋工業大学大学院社会工学専攻 教授)

1 趣旨～京都BCPとは～

東日本大震災の教訓を踏まえ、BCP（事業継続計画※）の重要性が再認識されている。これまで阪神・淡路大震災（1995年）や中越沖地震（2007年）などの経験から、企業等の危機管理の重要性が指摘されてきており、新型インフルエンザ等の感染症の世界的流行を契機として、BCPを策定する企業は着実に増えてきているが、一方、未だ中小企業を中心としたBCP策定の底上げを図る必要も残っている。

また、東日本大震災（2011年）では、これまで経験したことのない広域かつ巨大な複合連鎖災害であったことにより、地震動による直接被害が及ばない遠い地域であっても「計画停電」、サプライチェーンの途絶・寸断、帰宅困難者の大量発生などの二次・三次災害も生じたことから、企業等の活動に打撃を与え、多くの業種で代替生産などに伴う取引関係の地域外流出も確認されている。

これらの教訓を踏まえ、大規模広域災害発生時における企業等の早期の立ち直りが、地域社会全体の活力の維持・向上につながるという観点から、BCPの考え方を「京都」全体に適用し、BCPで自組織を守るということを超えて、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守るための方策を「京都BCP行動指針」としてとりまとめた。



※BCP（事業継続計画）

企業等の事業存続を脅かす緊急事態に見舞われたとき、重要業務を許容限界以上のレベルで維持するとともに、許容される期間内に操業度を回復するために、事前の対策・緊急期の対応計画・事後の復旧計画のこと。

行政では「業務継続計画」と称することが多いが、本行動指針では行政も含め全て「事業継続計画」で統一する。

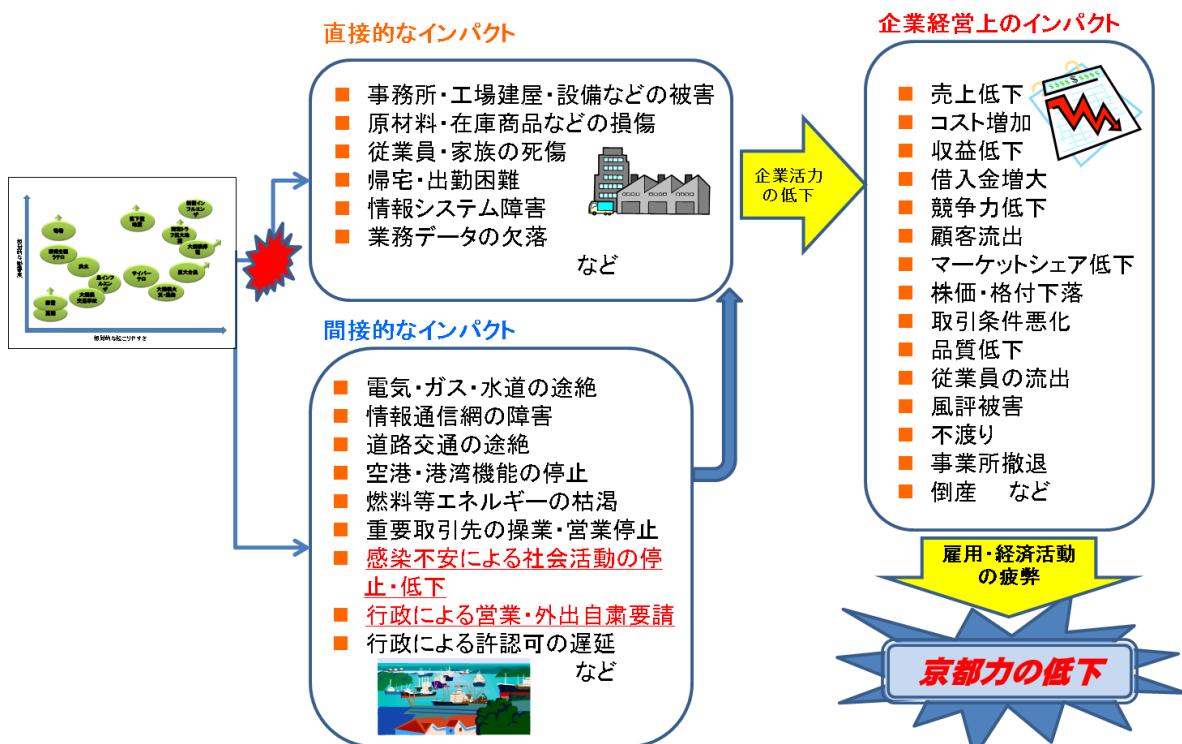
2 リスクの認識

「京都」の持つ活力（京都力）は、様々な活動の源泉であり、これに負の影響を及ぼす種々の事象については、「京都」にとってのリスクと考えるべきである。したがって、本行動指針は、個別の危機事象ごとにその対応を準備するのではなく、それぞれの危機事象の様相を念頭に置きつつ、「京都力」の中核をなす雇用・経済活動にどのようなインパクトを与えるのかという点に着目した行動を記載する。

「京都」で想定しうるリスク（例示）



リスクの顕現化とそれに伴うインパクトの連鎖



3 他の計画等との関係

本行動指針は、京都府地域防災計画に定める各種の対策の行動指針に位置付けるものであり、京都府及び市町村の地域防災計画と整合性を確保するよう努める。また、本行動指針で定める各取組主体の行動について、実効性を確保するため、必要に応じ京都府地域防災計画に反映させるよう努める。

4 適用範囲

本行動指針では、各企業等のBCPだけでは対応が困難になるような大規模広域災害等の危機事象を想定し、大規模広域災害から「京都力」を守るため、当面、復旧・復興の最もベースとなる雇用と経済活動を維持・向上させるための行動指針とする。

5 取組の主体

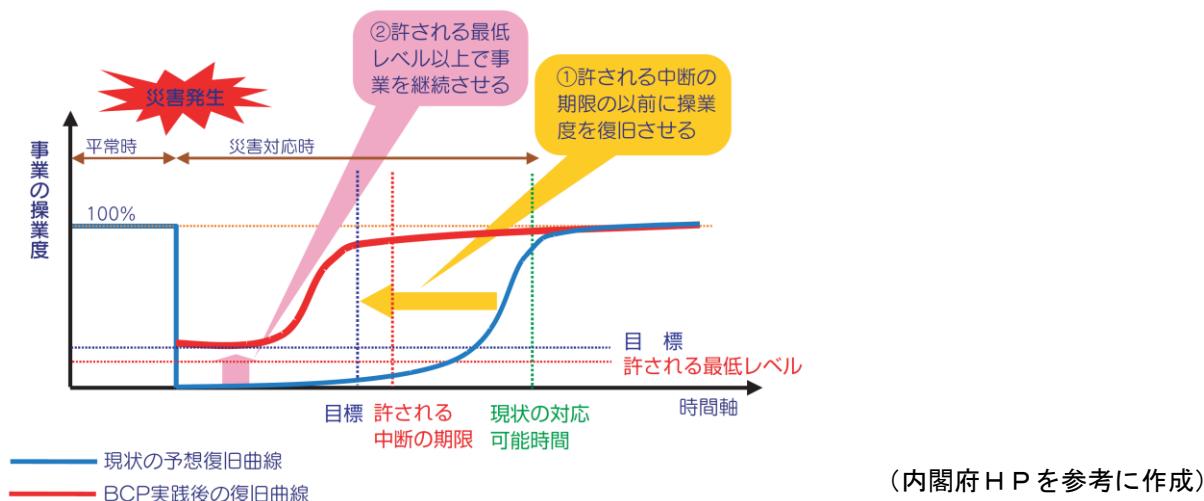
京都BCPにおいては、各企業等の主体的なBCPの取組を基礎としつつ、地域内での連携により「京都力」を維持・向上させることを目標とするため、企業等や企業等間（顧客、取引先企業、協力企業、関連企業、業界）連携の取組、行政がそれぞれ行う取組、行政等間連携の取組、企業等と行政の連携での取組などの方法を有機的に組み合わせるものとする。

ただし、災害発生時においては、各主体による京都BCPの取組を促進するため、京都府が情報提供や各種の調整などの役割を果たすものとする。

6 各企業等の事業継続

各企業等が作成するBCPは、京都BCPの基礎となるものであることから、行政機関及び関係団体は、本行動指針との整合性に留意し、各企業等のBCP作成を支援する。

(参考：BCPモデルプラン(入門編)〈京都BCP検討会議〉)



7 行動指針の見直し

本行動指針は、社会情勢や科学的な知見を踏まえるとともに、訓練・演習等により得られた経験に基づき、見直すことを予定している。

行政機関及び関係団体は、平常時から本行動指針を継続的に点検し、「京都力」の維持・向上を図るため、訓練・演習等による指針の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出しなどを行い、是正すべきところを改善し、本行動指針を更新する。

1 京都府の役割

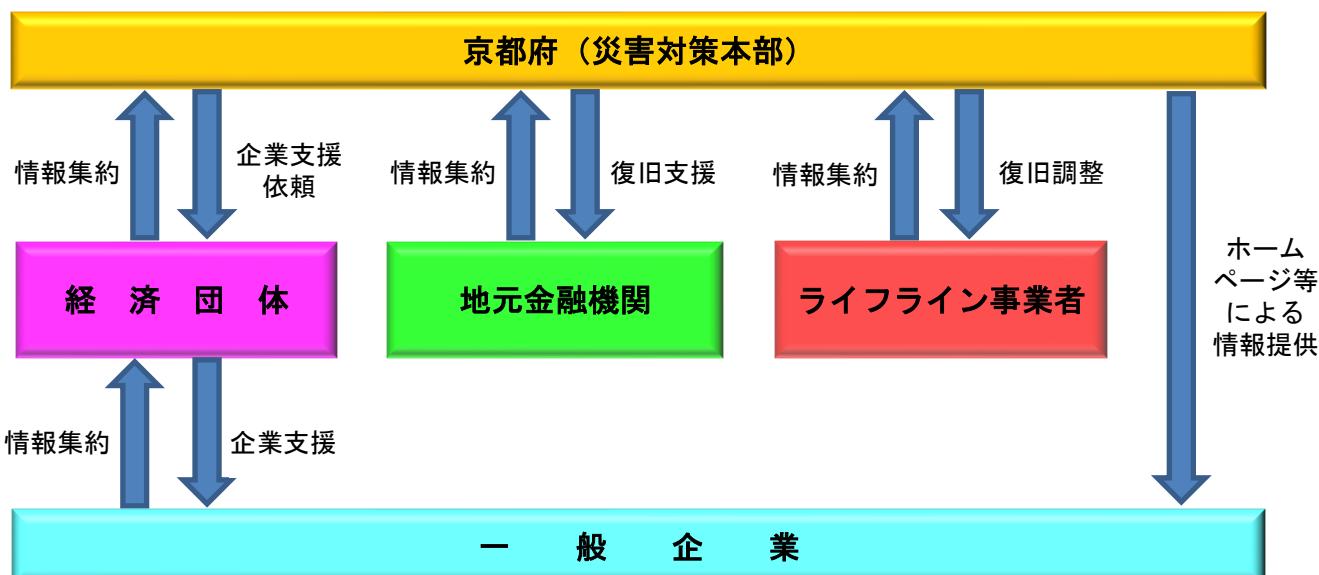
京都BCPにおいては、企業等や企業等間連携の取組、行政や行政間の取組、企業等と行政の連携での取組が京都全体に広がることを目指し、本行動指針を基に、それぞれの取組主体が自発的に行動することを期待するものである。

しかしながら、取組主体による積極的な行動を促すためには、単に自発的な行動に期待するだけではなく、京都府が司令塔の役割を果たし、フェーズごとに京都全体が一元的な災害対応が行えるよう情報提供や各種の調整を行っていく必要がある。

また、このためには、金融やライフライン、その他一般企業の被災状況をリアルタイムで京都府が把握できる仕組みを構築することが前提となる。

そこで、一般企業に関しては、京都府は、企業の被災状況などについて各経済団体から随時情報提供を受けて実態を把握することとし、必要があれば、各経済団体に対してフェーズに応じた企業支援の協力を求めることとする。

また、金融やライフラインなどの分野においては、これまでの検討結果や協定を踏まえ、京都府が金融やライフラインの被災状況等を情報集約し、府民に的確な情報提供を行うとともに、京都府の調整により金融システムの維持・復旧の支援やライフラインの復旧の調整を行うこととする。



2 企業・行政等の取組の方向性

京都BCPの推進に関して、京都府が各取組主体への情報提供や各種の調整を行うに当たっては、次のような方向性で各取組主体の行動を促すよう協力を求めていくものとする。

また、この方向性に沿って、第3において「京都BCP行動指針」を具体的に示すとともに、これらの行動指針を踏まえて、経済団体や金融、ライフライン等の業界において、個別的に防災に係る取組の協定締結、申し合わせ等により取組内容を定めるものとする。

取組主体	平 常 時	緊急対応時	復旧・復興期
企業等	○BCPの策定、事業継続体制の整備・検討	○BCPの遂行 ○経済団体等への状況報告	○BCPの遂行 ○経済団体等への状況報告、復旧の相談 ○BCPの見直し
企業等間連携	○BCP策定、事業継続体制を共同で整備・検討	○情報共有、相互支援 ○経済団体等からの情報配信 ○金融システムの維持	○情報共有、相互支援 ○経済団体等からの情報配信、被災状況の取りまとめ、連絡調整 ○ボランティア派遣
行政	○BCP策定支援 ○地域経済等の状況把握	○企業等、金融・ライフラインの被災状況把握 ○災害情報の提供	○復興計画の策定 ○緊急雇用創出基金等の発動 ○風評被害防止の広報
行政間連携	○BCP策定に係る連携した普及啓発	○リエゾン派遣等による情報共有	○支援情報の一元的な発信
企業等・行政間連携	○BCP策定に係る連携した普及啓発 ○金融システムの維持に向けた仕組みの確立 <u>○ライフライン連携に向けた仕組みの確立</u>	○関係機関による情報共有 ○関係機関による府へのリエゾン派遣 ○ライフライン優先復旧の調整	○復旧方針の共有 ○二次被害、風評被害防止への広報等の連携 ○京都BCP行動指針の見直し <u>○連携の仕組みの見直し</u>

本行動指針では、次に示す「行動指針適用のステップ」を参考にP D C Aサイクルのスパイラルアップを意識し、それぞれの取組主体の行動の目安として使用する。

また、大規模広域災害等の危機事象に対するリスクに備えるため、平常時、緊急対応時、復旧・復興期の各フェーズに従い、それぞれ、インパクトを抑えるための行動、緊急対応を円滑に実施するための行動、復旧・復興対応を円滑に実施するための行動について記述する構成となっている。

なお、フェーズごとに、リスクの認識やBCPの充実に関する共通認識の下、ひと・もの・かね・情報ごとの経営資源や地域連携の要点について整理している。

【行動指針適用のステップ】

本行動指針の適用に際しては、下記の各段階を意識しながら、関係者が防災と地域の活性化とを結びつけて継続的に考えられるような方策を進める必要がある。

これらを実施するためには、公助として求められる防災のためのインフラ基盤の整備や産業防災力・減災力について、地域防災計画上の位置付けを更に明確にしていくことが必要である。

認識共有

- ①地域を取り巻くリスク
- ②地域内BCPの充実

共通対策・役割分担の立案

- ・フェーズ（1平常時、2緊急対応時、3復旧・復興期）
- ・経営資源（Aヒト、Bモノ、Cカネ、D情報）
- ・連携（E地域事業継続力）

P

共通対策・役割分担の見直し

- ・各組織のBCPの見直し
- ・京都BCP行動指針の見直し

A

対策の導入・展開

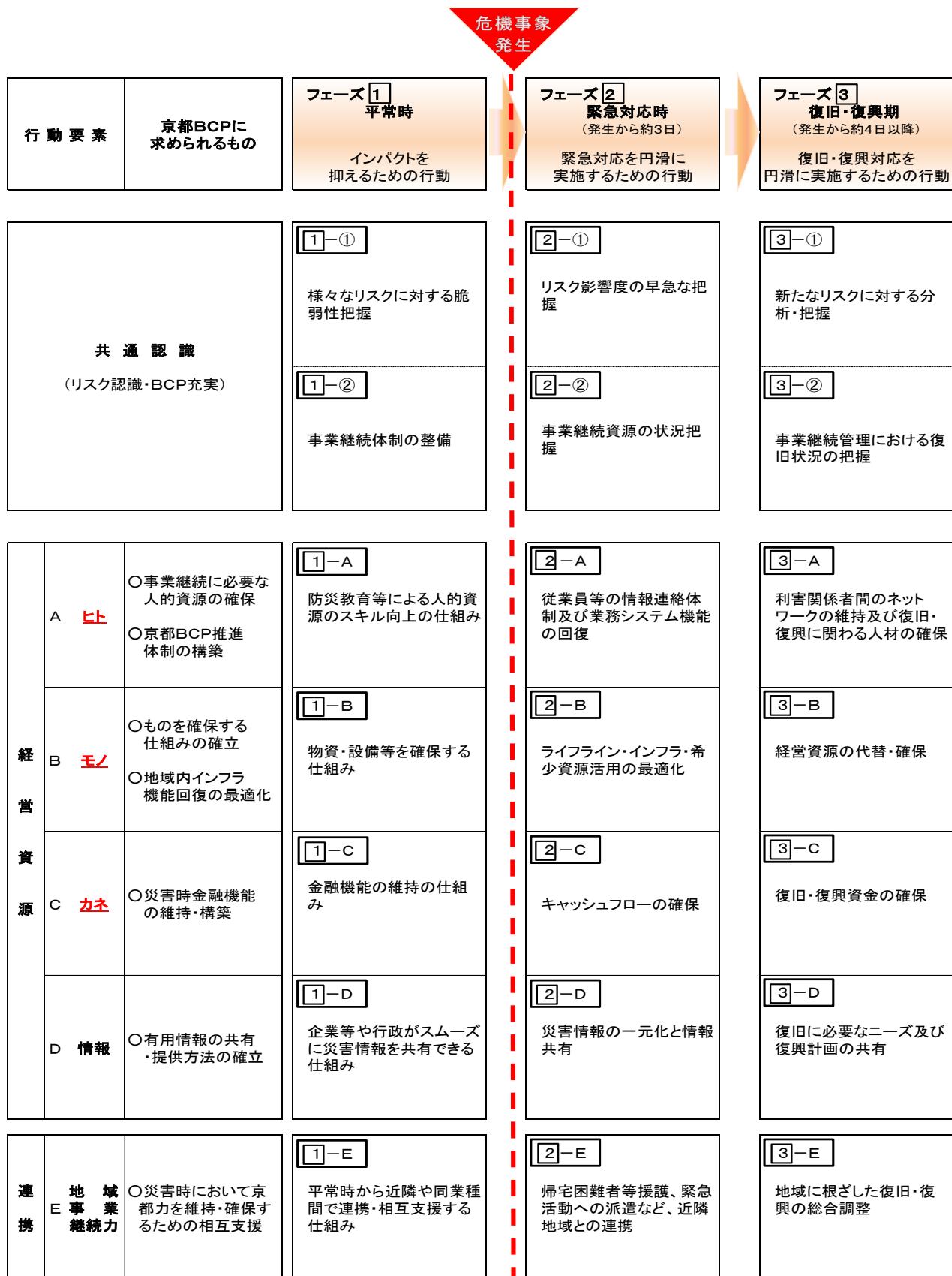
- ・災害時応援協定
- ・情報や意見の交換、共同研究
- ・設備投資・対策の共同化など

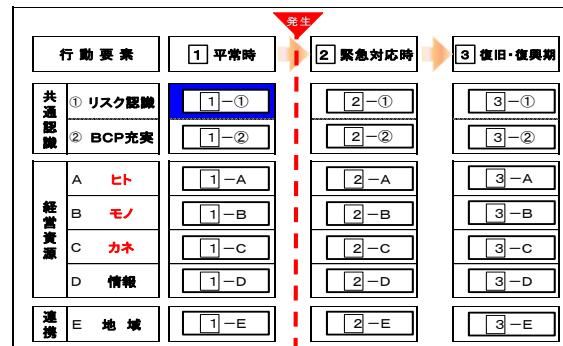
D

地域事業継続力の評価

- ・訓練、演習
- ・中小規模災害時の対応検証

京都BCP行動指針の構成





フェーズ1 平常時（インパクトを抑えるための行動）

1-① 様々なリスクに対する脆弱性把握

各企業等の様々な活動に対して、事前にその活動を妨げるようなリスク要因を把握し、どのような脆弱性があるのかを検討することは、それ自体、危機事象に備える上で重要である。また、事前にその対応策を講じておくことで、事業継続の可能性も高まる。

このとき地域・業種等で共通的なリスクに関する情報を共有することにより、対策の効率化や個々の企業等の負担軽減につながるとともに、連携して対応策を講じることも可能となる。

この分野について、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ 様々なリスクとそれに対する脆弱性の事前把握 ■ 地域・業種等で共通的な情報を共有することによる対策の効率化・負担軽減
----	---

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各企業等の活動に係る脆弱性の把握 ■ 行政等が示す各種被害想定の入手・把握 ■ 行政等が公開するハザードマップ等を活用した自組織の操業に係るリスクの可視化・マッピング 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討対象例 地震、津波、風水害、竜巻、集中豪雨、原子力発電所災害、新型インフルエンザ等 ・ 認識共有 道路、地盤等地域に共通する脆弱性、同業種内特有の脆弱性等
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域や業種等で共通するリスク情報の共有 ■ 共通の避難場所等の整備 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理するインフラの脆弱性の把握及び対策の推進 ■ 異常気象時通行規制区間などの情報公開 ■ マルチハザード情報提供システム、ハザードマップの整備・公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府が整備するマルチハザード情報提供システム、市町村が作成するハザードマップの活用（産業被害、都市機能・インフラ被害想定等）
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ マルチハザード情報提供システムへの災害危険情報の集約 ■ 広域被害想定の合同作成や地域へのデータ提供 ■ インフラ脆弱性に関する管理主体を超えた情報共有 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ 把握した脆弱性による事業継続への影響についての情報共有 ■ 行政等の持つリスク情報の共有化 ■ 大学等研究機関の持つ知見の活用 	



1-② 事業継続体制の整備

自然災害や火災等の危機事象に遭遇した場合、各企業等は、当然の行動として業務に不可欠な資産への損害を最小限に止めるとともに、中核業務の継続や操業体制の早期復旧を実現することが想定される。

しかし、緊急時には、平常時と同じように行動することは困難であるため、事業継続にインパクトを与える事象が起きた場合の行動、手段等をあらかじめ取り決めておく「事業継続計画(BCP)」の策定・運用が有効である。また、このような各企業等の取組が地域全体としての防災力の向上につながるものと考えられる。

この分野について、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■災害等発生時の各企業等の損害を最小限にとどめ、事業を継続する体制の確立 ■各企業等におけるBCPの普及による地域全体の防災力の向上
----	---

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■事業継続計画(BCP) 又は事業継続力強化計画の策定 ■非常時の緊急時体制の整備 ■BCPへの経営層の明確な関与及び従業員への浸透 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業庁や京都府が提供するBCPひな形の活用 ・経済団体や行政が行うBCPに関するセミナー・BCP企業交流会等への参加
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■取引先企業等・協力企業等との情報共有 ■同業組合・商工会等によるセミナー開催等によるBCP策定ノウハウの共有・啓発 ■同業組合・工業団地内の緊急時体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・BCPを策定することにより、顧客の信用を獲得 ・府や市町村が実施する防災訓練への参加・協働 ・府の「出前語らい」制度等を活用したBCP研究
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■セミナー・ワークショップ開催、ホームページ等、専門家派遣によるBCP策定への支援 ■各機関所管業務の継続的な情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務（テレワーク、リモートワーク等）やサテライトオフィス勤務・時差出勤実施のための環境整備 ・防災担当者間の連絡・協議体制の構築
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■合同セミナーの開催 ■BCP策定支援に係るホームページの相互リンク 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時間帯別の対応案の検討
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■BCP策定の参考となる情報の共有・公開 ■経済団体のメルマガ等を利用した行政による情報発信・普及啓発 ■緊急時の連絡窓口の共有 ■BCP策定済企業による共同勉強会の開催 	



1-A 防災教育等による人的資源のスキル向上の仕組み

それぞれの立場で従業員、企業等の防災意識を高めることは、危機事象発生に備える上で重要なだけでなく、平常時の企業等活動の強靭化に資するものである。さらに地域全体の防災力の向上にもつながる。

また、防災・感染症教育等を通じて、企業等間、行政、地域住民との連携意識を高めることが、緊急時の円滑な連携に有効である。

この分野について、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■各企業等における防災・事業継続意識、地域連携意識の啓発 ■地域全体の防災力向上
----	---

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■各企業等内での防災<u>や感染症の</u>教育・研修の実施 ■顧客等も参加する訓練の実施 ■<u>従業員のマルチタスク化（多能工化）を進める人材育成</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災だけでなく、コンプライアンス、労働基準、消防、防犯等についても有効 ・京都BCPの推進組織との連動、研修
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■合同の防災教育・研修の実施 ■各企業等の訓練等の情報交換会の開催 ■一定地域内や取引関係間の企業等による共同防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人的資源を有効活用するための従業員自身及び家族の安全に係る啓発 ・人的資源を有効活用するための従業員用備蓄や個人備蓄の奨励 ・災害時の心理状態を組み込んだ行動マニュアルの作成・周知 ・共通避難場所の設定 ・BCAO、BCI、DRII等のBCP専門資格者のネットワーク活用
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■防災教育・研修の参考となる情報の提供 ■防災教育等における推奨事例の紹介 	
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■合同研修・訓練の実施 ■先進事例の提供・紹介 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■各企業等の従業員（防災担当者）を対象とした地域連携BCP全般に係る研修の開催 ■各機関のスキル・資機材等を活用した企業等・行政合同の防災教育・研修・訓練等の実施 ■緊急事態に備えた専門的人材のリスト化 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>出勤前の検温等体調の確認（管理）、マスク着用・手洗い・消毒の励行</u>



1-B 物資・設備等を確保する仕組み

各企業等の活動を継続するための経営資源の確保は非常に重要であり、平常時からそれぞれの課題意識の下、取り組んでいるものである。

しかし、緊急時には、その確保は、平常時に増して困難になるものと考えられるため、意識的に確保方法を検討しておくことが危機事象発生に備える上で重要であり、地域や同業種等の単位で、融通し合う仕組みを構築することが有効である。

この分野について、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■京都全体で原材料や燃料などの資源確保の最適化を可能とする仕組みづくり ■地域経済全体の事前防災の取組
----	--

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■非常用電源設備の配備 ■原材料の代替調達や備蓄など自助による備えの拡充 ■操業に必要となるエネルギー使用量等の把握 ■在宅勤務・交代勤務ができる設備・就業規則等の整備 ■リモート会議ができる設備の整備 ■マスクや消毒液等衛生用品の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・流通備蓄や取扱商品の一部の有効活用 ・L A N損傷に備え社内L A Nに過度に依存しないパソコン等の配備 ・燃料計が半分を下回った場合に給油するルールを定めるなど、車両へのこまめな給油 ・工業団地、商店街などでの共同備蓄 ・耐震補強、機器等の転倒防止等の実施 ・災害時応援協定の地域内調整と見直し
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■地域や同業種間での物資の共同備蓄・共同利用の推進 ■原材料・部品の規格の統一化 ■危機事象発生時の物流手段確保 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■統計等による地域経済の状況の事前把握 ■地域内に存在する施設、物資（ストック）の事前把握 ■災害時応援協定の締結 	
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■物資調達等における広域自治体と関係省庁等との連携体制の構築 ■上記連携体制を前提とした基礎自治体への情報連携体制の確認 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■地域ごとに必要な資源及びその需給の概況把握 ■地域経済概況における認識の共有 	



1-C 金融機能の維持の仕組み

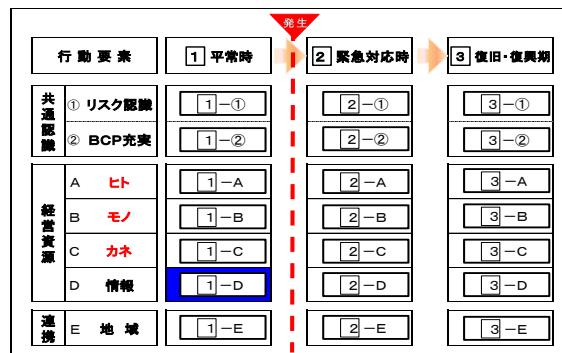
企業等の活動にとって、その資金確保は重要である。大規模広域災害等の危機事象が発生した場合に、自己資金だけの対応には限界がある場合も考えられるため、企業等の事業継続に金融の果たす役割は大きい。したがって、危機事象発生時にあっても、金融機能が安定する仕組みを整えることが、有効である。

さらに、金融機能の安定は、一般住民の生活を支えたり、日常生活を再建するために必要である。

この分野について、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■危機事象に備えた事前投資の普及 ■危機事象発生時における資金需要を支える金融の仕組みづくり
----	---

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■危機事象発時の資金需要の事前見積もりによる設備投資・運転資金の確保 ■防災関連融資の活用の検討 ■火災保険、地震拡張担保特約等の適切な保険・共済への加入、<u>水災補償特約の追加</u> ■設備投資を支援する金融商品の開発 ■危機事象発時における金融機関の営業方針の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・資金確保手段等の具体的検討 ・大規模災害時の営業体制の事前表示・広報 <u>・公的支援施策の確認</u>
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■関連企業間の資金融通の取決め ■地域における金融機能維持のための金融機関同士の連携 ■金融機関における相互支援、仮設店舗の共同運営、メール便の共同運行等に必要な仕組みの確立 ■金融機関における預金代払いの仕組みの確立 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■危機事象発時における金融の役割についての事前広報 ■火災保険、地震拡張担保特約等の適切な保険・共済への加入、<u>水災補償特約の追加について</u>啓発 	
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■自治体防災部門と金融監督機関との連携体制の構築 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■金融システムの維持に向けた金融関係の被災状況の共有・<u>府民への情報提供</u>、金融機関への支援のための仕組みの確立 ■被災企業等への政策融資の仕組みづくり ■事前の取決めによる行政と連携した迅速な融資 	



1-D 企業等や行政がスムーズに災害情報を共有できる仕組み

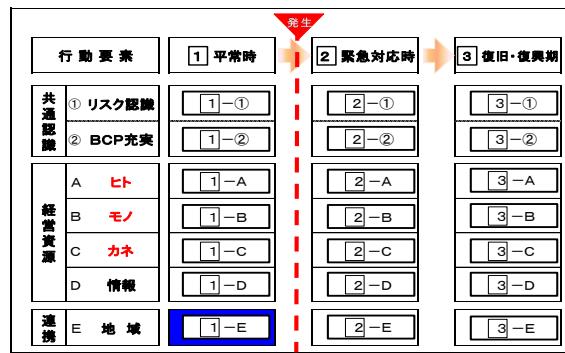
大規模広域災害等の危機事象の発生に備え、平常時から企業等同士の災害情報を共有し、連携につなげていく仕組みを構築する必要がある。

危機事象時にはマスコミ等の報道とともに各行政機関からの情報発信が期待されるが、各企業等においても、このような情報の入手源を確保しておくことが有効である。

この分野について、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■各企業等の連携による、地域としての連帯感醸成 ■危機事象発生時に緊急連絡や情報共有できる体制の事前構築
----	---

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■行政等のホームページへのアクセス、防災・災害情報入手方法の確認 ■従業員が災害情報を共有する手段の確保、従業員への緊急時連絡方法の徹底 ■複数通信手段の確保、代替手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員と家族間、企業等と従業員間、企業等内の各部署間の連携（災害時伝言ダイヤル（171）等の伝言サービス等の活用）
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■交流する場の設置など、平常時から企業等同士での交流 ■同業組合・商工会等と各企業等間での防災・災害情報の提供方法、内容等の検討 ■災害情報の交換方法の整備 ■バックアップに係る情報共有・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数拠点等での重要情報のバックアップ・継続的な企業等間・行政機関間交流の場の設定 ・メールアドレスや連絡先リストの整備
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■災害情報の入手方法の周知 ■ホームページ、SNSなどの手段充実 ■キャッシュサイト等のホームページへのアクセス集中対策 ■マスメディア等の活用（AM,FM放送等） ■防災無線による情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・GISを活用した災害情報の共有マップの試作 ・<u>顧客名簿等重要情報の電子化</u> ・<u>クラウド上のサーバーへの保管</u>
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■自治体、関係省庁ホームページへのリンク ■他自治体とのホームページ掲載の連携協定 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■企業等との事業継続に係る情報提供・収集のあり方について事前の取り決め ■地域・団体ごとの企業等と行政との連絡方法の確認（窓口周知、災害情報の提供方法・内容等） 	



1-E 平常時から地域や同業種間で連携・相互支援する仕組み

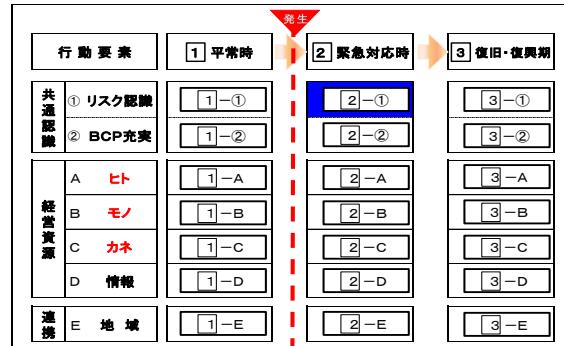
大規模広域災害等の危機事象が発生した場合には、各企業等の判断でそれぞれの事業継続体制に移行することが想定されるが、個別の対応に限界がある場合も考えられるため、個々の企業等との事業継続を地域の活力の維持に結びつけるために、企業等同士が連携して、スムーズに京都力を確保する行動に移行することが必要である。

平常時において地域や同業種等の単位で連携体制が築かれていれば、それを利用して円滑に緊急時の体制に移行することが可能となる。

この分野については、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■地域連携において不可欠となる企業等間交流の基盤の構築 ■地域や同業種との連帯感醸成
----	---

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■事業所単位での地元自治会への加入・協賛 ■従業員の消防団加入、ボランティア活動の奨励・促進 ■調達・雇用等を通じた地元との協調関係維持 ■地区防災計画への参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体行事、地域の神事や行事等の活用 ・防災の日(9/1)、防災とボランティアの日(1/17)などの機会を活用した活動・意識啓発 ・地域版・業界版リスクマップの共同作成 ・負担感のない持続的な取組の工夫 ・地域や企業等内のキーパーソンの発掘 ・連携内容を明確にするための協定締結 ・地元自治会の防災訓練への参加 ・市町村が行う帰宅困難者対策への理解・参画
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■同業組合・商工会等への加入 ■経営者同士の個人的信頼関係構築 ■工業団地、商店街等一定地域単位での活動・組織化 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■地域連携型防災対策の啓発 ■企業等、住民からアクセスしやすい防災・災害情報の提供 ■帰宅困難者のための一時滞在施設確保に向けた協定締結 	
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■防災会議・防災訓練等を活用した各行政機関同士の連帯感醸成 ■帰宅困難者対策に係る方針共有及び企業等・地域への呼びかけ 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■京都BCPの推進組織の設立 ■各企業等横断の研修会開催（消防、労働基準、警察など） ■関係官公署や地元自治会、同業組合等も含めた緊急時の連絡窓口の共有 	



フェーズ2 緊急対応時（緊急対応を円滑に実施するための行動）

2-① リスクの影響度の早急な把握

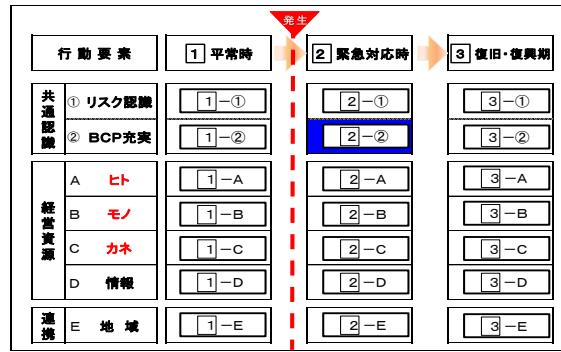
大規模広域災害等の危機事象が発生した直後においては、危機事象の全容や個々の被災状況等について把握することは困難であることが想定される。各企業等の活動に対する事前の想定とのギャップを短時間で埋め、的確に影響度を把握することが重要である。

地域連携する中で、情報を共有することが、作業の効率化、個々の企業等の負担軽減につながるとともに、連携して対応策を講じることも可能となる。

この分野について、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■危機事象発生時の操業や地域活力にとっての影響度の把握 ■地域・業種等で得た情報を共有することによる対策の最適化
----	---

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■重要経営資源（ひと・もの・かね・情報）の被災状況把握 ■マスコミ報道や行政等の情報など、有用情報の取捨選択 	<ul style="list-style-type: none"> ・自社のダメージの具体的な点検（建屋・設備・従業員・周囲インフラの被災状況の確認） ・取引先、関連業者の被災状況把握
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■平常時の連携体制を前提に地域や同業種等での災害情報の交換 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■状況に応じた災害対策本部の早期立上げ及び被災状況の把握と応急対策の同時進行 ■管理するインフラの被災状況等、事業継続に対する重要な情報の早期公表 	
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■災害対策本部への各行政機関の招集 ■リエゾン※派遣された各種行政機関同士による情報分析 	<p>※リエゾン 災害時に他機関（災害対策本部等）へ派遣する情報連絡員。相互協力のため、派遣先機関の情報収集や連絡事項の伝達、派遣元機関への要望・要請に対する調整などを行う。</p>
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■災害対策本部における企業情報窓口を活用した情報提供 ■災害対策本部への関係機関のリエゾン派遣 ■ライフライン、金融機関による府への情報提供、府による情報集約、関係機関による情報共有 	



2-② 事業継続資源の状況把握

大規模広域災害等の危機事象に遭遇した場合、各企業等においては、中核業務の継続や操業体制の早期復旧を実現するため、「事業継続計画(BCP)」が発動される。

この場合に、効果的にBCPを機能させるため、まず被災状況に応じ、マンパワーや原材料、燃料、資金などの事業継続資源の充足・枯渇状況を把握することが必要であり、地域や同業種において、連携しながら、その情報を収集・分析することが有効と考えられる。

この分野について、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ BCP遂行に必要な資源の充足・枯渇状況の早期把握 ■ 地域や同業種の連携による全体の必要量の把握
----	---

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■ BCP遂行に係る経営層の指揮・関与及びBCPに沿った従業員の行動 ■ BCP遂行に必要な資源の充足・枯渇状況について、可能な限り早期把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画(BCP)の適切な発動タイミング ・優先度を考慮した計画 ・本社等が被災した場合の代替指揮所の確保 ・キーパーソンが被災した場合の指揮権委譲等による指揮命令系統の確保
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■顧客・取引先・協力企業等と被災状況についての情報共有 ■同業組合・商工会等によるBCP遂行支援 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■各機関所管業務の早期の情報発信 ■事業継続に係る企業等からのニーズ把握 	
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■近隣自治体との被災状況の情報交換 ■関西広域連合を通じた被災状況の情報共有 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■災害対策本部内情報の各企業等への提供・収集 ■災害対策本部への関係機関のリエゾン派遣 ■ライフライン、金融機関による府への情報提供、府による情報集約、関係機関による情報共有 	



2-A 従業員等の情報連絡体制及び業務システム機能の回復

大規模広域災害等の危機事象が発生した場合、速やかにBCPの発動が望まれるが、その遂行に当たるのはそれぞれの従業員であり、その行動により各企業等の利害関係者との相互のやりとりが必要不可欠になる。従業員の確保や利害関係者との連絡・調整がスムーズに進むことでBCPの効果的な遂行が可能となる。

この分野について、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ BCP遂行に係る人的課題等の解消 ■ 地域や同業種における相互応援の確認
----	---

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■従業員やその家族の安否確認及びBCP遂行要員の確保 ■顧客・取引先・金融機関・関連企業・事業所所在地元等利害関係者との情報連絡 ■緊急対策本部の組織化 	<ul style="list-style-type: none"> • 在宅勤務（テレワーク、リモートワーク等）やサテライトオフィス勤務・時差出勤の実施 • 事前に準備しておいたメーリングリストの活用 • SNSの活用 • 小規模事業所などにおける災害時伝言ダイヤル（171）を利用した安否確認 • 集客施設での避難誘導 • 先遣隊による現状の早期把握 • 共通の避難場所等への誘導 • 一斉帰宅の抑制
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・同業種・サプライチェーンでの相互応援 ■各企業等の体制が整うまでの初動行動支援 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■地域における中核的存在の企業等や企業等集積地域における被災状況把握 ■行政組織自体のBCP発動 	
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■災害対策本部に企業等の情報収集窓口の設置 ■行政機関同士の人的支援 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■災害対策本部窓口を利用した情報共有 ■緊急事態に備えた専門的人材の派遣 	



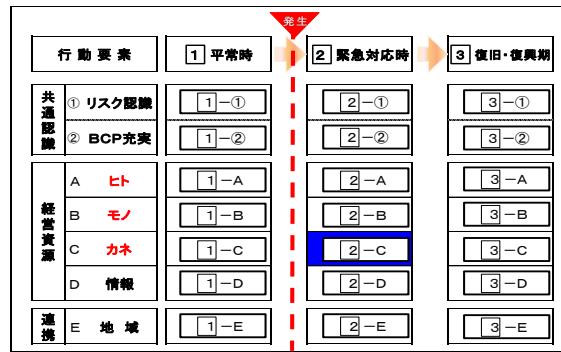
2-B ライフライン・インフラ・希少資源活用の最適化

大規模広域災害等の危機事象が発生した場合に、各企業等が事業継続を果たすためには、エネルギーの確保やインフラ等の活用が必要不可欠である。しかしながら、ライフラインが被災した場合は、回復されるまでは重要施設への優先復旧の検討をせざるを得ない。そこで、各企業等では主体的にエネルギーを確保する必要が生じる。その際、地域や同業種内で連携・融通することでスムーズに確保することにつながる。さらに一つのエネルギー源に頼ることなく、複数手段の確保も有効である。

この分野については、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■代替エネルギーや燃料の備蓄の有効活用 ■ライフラインの早期回復に係る調整
----	--

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■非常用電源設備の活用 ■他地域の事業所等からの資材・燃料等のバックアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電、蓄電池の整備 ・電気自動車等による非常用電源のバックアップ ・燃料だけでなく輸送手段（タンクローリーなど）の確保 ・同業種間での資源の融通・住民自身でできるライフラインの復旧方法の周知（ガスマイコンメータの操作方法など）
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■保管場所の管理共同化や共同備蓄の適切な活用 ■ガソリンスタンドネットワークの維持・活用 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■災害時応援協定締結に基づく燃料等確保 ■災害用備蓄について、備蓄量、供出方法等の情報公開 ■ライフライン被災箇所の把握と早期回復調整 ■ライフライン各機関への災害情報の効果的な提供 	
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急通行車両確認標章の発行支援 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■地域内での適正な分配検討 ■ライフライン復旧状況及び見込みについて情報集約、提供 ■ライフライン優先復旧の調整 ■ライフライン関係機関等の活動のための緊急通行車両確認標章の事前調整 ■ライフライン関係機関等が復旧活動に注力できる環境整備 	



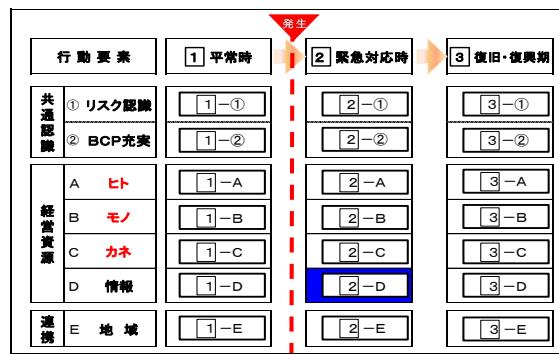
2-C キャッシュフローの確保

大規模広域災害等の危機事象が発生した直後から、各企業等の資金繰りが滞らないようにすることが、地域の企業等を守る上で第一歩となる。各企業等においては、自己資金等により自らの事業継続に支障がない場合もあるが、そうでない企業等に対し、行政や企業等間連携によりキャッシュフローが破綻しないようにする対応が必要である。

この分野については、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■発災直後の資金ショートに対するバックアップ ■的確な金融<u>上の</u>措置の発動
----	--

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急時融資を受ける金融機関の確保 ■不急な口座引き落としの一時差し止め等による自己資金の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・同業種間等での資金融通 ・金融機関の積極的な関わり ・近隣金融機関同士の現金の共同輸送、仮設店舗の共同運営による金融機能の維持 ・金融機関業務システムの維持 ・信用保証協会の効果的活用 ・仮設店舗へのオンライン回線の確保
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■支店業務・ATMの維持 ■災害時における手形・小切手の不渡報告への掲載・取引停止処分に対する配慮 ■中小企業向け災害復旧資金等の円滑な供給 ■既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置 ■被災状況等を踏まえた預金の払戻し ■金融機関の災害時相互支援（仮設店舗設置等） 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■金融機関等への<u>金融上の</u>措置の要請 ■金融関係機関への災害情報の効果的な提供 	
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■災害対策本部におけるリエゾン受入による最適施策の取捨選択 ■モラトリアムの発動の検討 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■災害対策本部へのリエゾン対応 ■災害対策本部内での各種団体間の自発的な調整 	



2-D 災害情報の一元化と情報共有

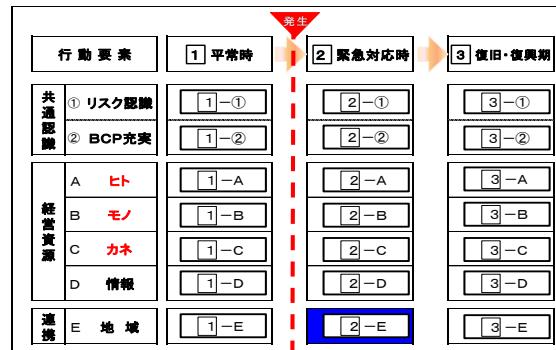
大規模広域災害等の危機事象が発生した場合、個別での情報収集等には限界があり、企業等同士の災害情報を共有し、連携につなげていく必要がある。

災害情報の共有手段としては、災害対策本部による企業への情報提供が中核的な役割を果たすことが必要である。

この分野について、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域内発災・被災状況の統合的把握と連鎖災害の予測 ■ 災害対策本部からの企業等向け情報提供の活用
----	---

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 信頼度が高い情報の入手 ■ 通信手段を確保した上で、自治体、商工会等への被災状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・各従業員や取引先企業などの画像付き情報等の活用 ・ホームページの活用、SNSなどの活用 ・被災していない地域との連携 ・情報連絡活動へのノーパンク自転車・バイク等の活用
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報の発信・入手において拠点となる中核センターの設置 ■ 経済団体からの情報の積極配信 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害対策本部から一元化した情報等の積極配信 	
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害対策本部における所管業務以外の情報の共有 ■ マスコミ等の報道を補完する情報の発信 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害対策本部における経済団体からのリエゾン対応 ■ 経済団体、ライフライン、金融機関による府への情報提供、府による情報集約、関係機関による情報共有 ■ 災害対策本部内での情報分析・調整 	



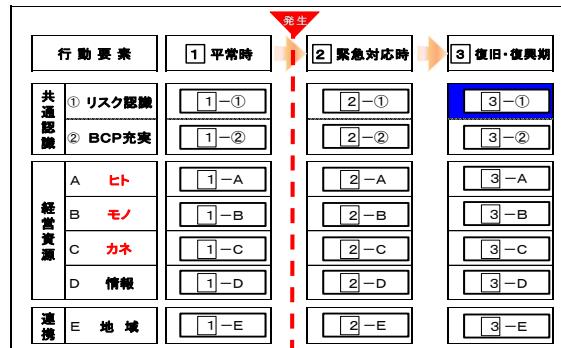
2-E 帰宅困難者等援護、緊急活動への派遣など、地域との連携

大規模広域災害等の危機事象が発生した場合には、各企業等の事業継続とともに、地域の活力を維持するための地域との共生が期待される。平常時において地域や同業種等の連携体制を前提として、企業等の安全確保や本来業務のB C P遂行に配慮した上で、企業等同士が連携し、地域の活力の担い手として、本来の業務以外にも協力を得ることが、有効である。

この分野については、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■発災直後における地域の担い手としての行動 ■危機事象発生時におけるCSRの発揮
----	---

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■事業所単位での地域への緊急活動派遣 ■地区防災計画に基づく対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全が確認されるまで「むやみに移動を開始しない」基本原則に沿った行動 ・地域との協調関係維持（日頃からの協調関係構築） ・日頃からの地域との連携を基礎にした炊き出し等 ・緊急事態における社屋内ホール、体育館、トイレ等の開放 ・本業（生産、供給、販売等）の継続による地域貢献
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■同業組合・商工会等単位で地域の災害応急対策への協力 ■工業団地、商店街等一定地域単位での緊急活動派遣等に係る調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客等来訪者の避難誘導や備蓄物資提供等の支援
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の担い手としての企業等の活動に対する有用情報の提供 ■企業等や住民へアクセスしやすい形での緊急情報の発信 	
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■災害対策本部での帰宅困難者や緊急活動派遣に係る調整 ■災害対策本部へのリエゾン派遣による連携強化 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■京都BCPの推進組織を活用した地域活動の支援・調整 ■帰宅困難者の受け入れ、物資の提供等の支援 ■平常時に確認された基本的な方向性による活動 	



フェーズ3 復旧・復興期（復旧・復興対応を円滑に実施するための行動）

3-① 新たなリスクに対する分析・把握

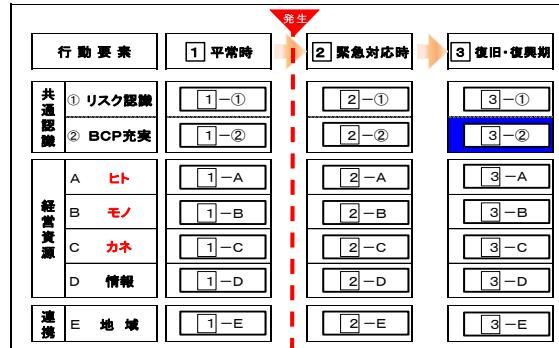
大規模広域災害等の危機事象からの復旧・復興期においては、早期に地域力の回復を行うための状況分析とともに、被災状況を踏まえた新たなリスクへの対応が必要となる。

地域連携する中で、情報を共有することにより、作業の効率化、個々の企業等の負担軽減につながるとともに、連携して対応策を講じることも可能となる。

この分野について、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	■危機事象発生後において、早期に地域の活力を元に戻すための状況把握 ■被災状況を踏まえたリスクの再分析による新たなリスク管理
----	---

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	■被災状況に応じたBCP遂行に係る運用修正 ■復旧・復興作業等における二次被害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の体験を基にしたハザードマップの見直し・周知 ・各企業等において実際に生じた被害を踏まえたリスクマップの見直し ・京都以外が被災地となった場合、官民共通の視点に立った現地視察 ・産学公が連携したリスクの再認識及び復旧・復興活動のコーディネート
企業等間連携	■各企業等におけるBCP遂行の支援 ■被災結果のとりまとめ及びその分析による地域や同業種の特有事象の洗い出し	
行政	■被災結果のとりまとめ・公表 ■被災状況の検証による被害想定や対策の見直し	
行政間連携	■被災状況の共有 ■行政間連携による被害想定や対策の見直しの共有化	
企業等・行政間連携	■被災結果の検証を通じた新たなリスクや対処方策の共有 ■京都BCP行動指針の見直し ■被災地視察等を通じた更なる対策の立案	



3-② 事業継続管理における復旧状況の把握

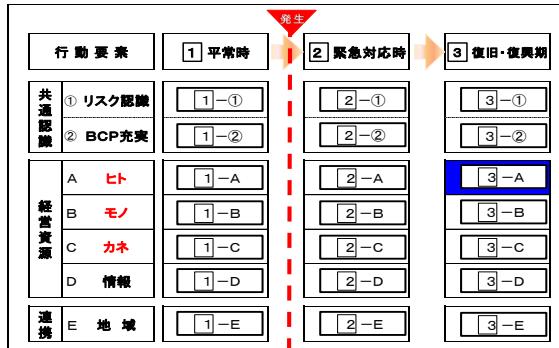
大規模広域災害等の危機事象からの復旧・復興期では、各企業等においてBCPを遂行する中で様々な活動が展開される。この活動を地域や同業種で一定調整を図ることで、復旧・復興作業の最適化が図れる。

このとき、状況に応じてマンパワーや原材料、燃料、資金などの事業継続資源の投入状況を把握しながら行政や企業間で連携することが最適化を図る上で有効である。

この分野について、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■復旧・復興活動に必要な資源の状況についての全体調整 ■地域や同業種の連携によるコーディネート
----	--

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■BCPに基づく復旧・復興活動 ■復旧・復興活動に係る経営層の指揮・関与及びBCPに沿った従業員の行動 	<ul style="list-style-type: none"> ・BCPの適切な発動・管理 ・被災施設・設備の早期修理・代替・取引先企業等・協力企業等と連携した優先度が高い事業からの復旧作業
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■取引先企業等・協力企業等との情報共有 ■同業組合・商工会等による復旧・復興支援 ■流通ルート、販売ネットワークの確保 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■全体状況把握による情報の共有、情報発信 ■大規模災害復興法等による復興方針・復興計画の早期確立 	
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■復興方針・復興計画策定に係る積極的な関与 ■災害対策本部へのリエゾンによる有用情報の分析 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■復興方針・復興計画への企業等の意見反映 ■復興支援情報の各企業等への提供 ■復興関係連絡窓口の共有 	



3-A 利害関係者間のネットワークの維持及び復旧・復興に関わる人材の確保

大規模広域災害等の危機事象からの復旧・復興期においても、マンパワー・人的資源の確保は重要な要素である。しかし、一時に復興需要が高まることも考えられ、地域としての効率的な復興を推進するために一定の調整等も必要になる。

また、この時期には各企業等の今後の事業展開等の方向性から利害が対立することも考えられるが、地域の活力維持の観点から利害関係者間の十分な調整が必要になる。

この分野について、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■復旧・復興作業に係る人的課題等の解消 ■地域や同業種における復旧・復興作業の確認
----	--

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■復旧・復興作業に当たる従業員の効率的な配置及び外部要員の確保 ■顧客・金融機関・関連企業・事業所所在地元等利害関係者との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> •在宅勤務（テレワーク、リモートワーク等）やサテライトオフィス勤務・時差出勤の活用 •事前に準備しておいたメーリングリストの活用 •SNSなどの活用 •復旧・復興支援企業等やBCP関係NPOとの連絡・協議体制の確立 •公的支援施策の活用
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■地域や同業種での全体最適になるような連絡調整 ■地域や同業種共同で確保すべき外部事業者などの検討 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■人材確保に配慮した復興方針・復興計画の策定 ■緊急雇用創出基金、グループ化補助金などの経済活動の維持や雇用を創出する仕組みの発動 	
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■公務員のボランティア派遣や専門的技術を持つ人材の把握・派遣 ■復興事業の作業指示書の共通化 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■復旧・復興期における人材確保の調整 ■復旧・復興事業における専門的人材の派遣 	



3-B 経営資源の代替・確保

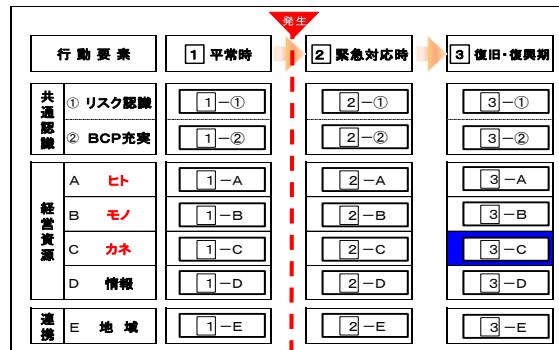
大規模広域災害等の危機事象からの復旧・復興に際して、被災により使用できなくなった経営資源や、使用は可能であるが効率的でない経営資源などを的確に把握し、これらの代替をいかに確保していくかが、重要な課題になる。

これらの確保により経済活動を再開し、雇用を維持することが、地域の活力の維持・向上に大きな役割を果たすことになる。

この分野について、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■時間的制約や場所的制約のシフトによる事業継続性の確保 ■操業再開を後押しするライフラインの回復
----	---

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■複数の手段による不足資源・エネルギーの調達 ■操業に必要な代替工場、ラボ等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地以外での一時的な業務代替 ・被災地外などからの調達ルート確保など ・代替生産等に係る守秘義務協定の事前締結 ・災害時応援協定の調整・見直し
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■瓦礫・廃棄物処理の共同化 ■共同の事業拠点の検討・調整、代替生産等の調整 ■事前の工場、オフィス、設備、機器材料、部品等の代替確保 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■被災状況・復旧状況の的確な把握 ■瓦礫・廃棄物処理における私権制限の検討 	
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■広域自治体と所管官庁や経済団体との情報共有体制の構築 ■上記連絡体制を前提とした基礎自治体への情報提供 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■地域ごとに必要な資源及びその量の概況把握とその対応策（調整・融通）の検討 ■ライフライン復旧状況及び見込みについての情報共有 	



3-C 復旧・復興資金の確保

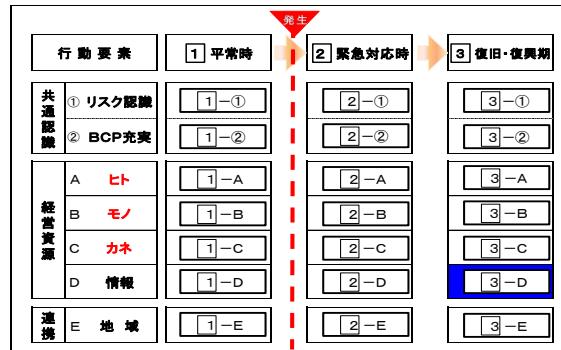
大規模広域災害等の危機事象が発生した後、地域の活力を早期に回復し、さらに向上させるために、地域の企業等の活力が必要不可欠であり、これに金融の果たす役割は非常に大きい。

復旧・復興期には、大量の建設事業が発生するとともに各企業等の活動も次第に活発になってくるものと考えられるが、秩序ある活動のために潤沢な資金を供給することが重要であるとともに、災害に備えて企業等が準備した保険等の円滑な損失の補填が求められる。

この分野について、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	<ul style="list-style-type: none"> ■復旧・復興期における必要な資金供給 ■災害復旧貸付の制度化
----	---

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■自己資金の確保 ■緊急時融資を受ける金融機関の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資金とともに、被害を受けたことを要件とする保険等、複数の資金調達方法の確保
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■被害査定・保険金支払いの早期化 ■支店業務・ATMの早期正常化 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府や自治体保証融資のパッケージ化 ・共同査定等による損害保険の簡易・迅速な支払い
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■金融関係機関への復旧・復興情報の効果的な提供 ■貸付制度等の住民・企業等への広報 	
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■貸付制度等の住民・企業等への支援情報の一元化の検討 ■金融関係機関への復旧・復興情報の効果的な提供 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■復旧・復興計画における経済活動等への支援方針の共有 ■地元企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援 	



3-D 復旧に必要なニーズ及び復興計画の共有

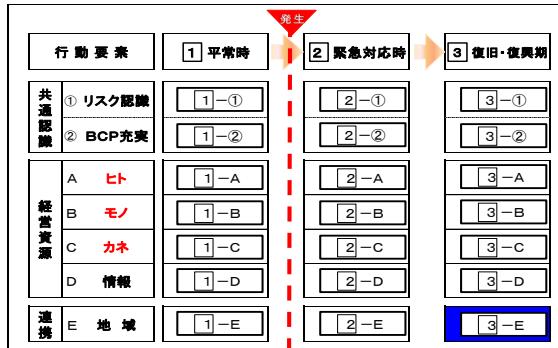
大規模広域災害等の危機事象からの復旧・復興に当たって、個別のBCPにより個々の企業等の操業が回復することは非常に重要であるが、同時に地域の活力維持の観点からは復旧・復興のよりどころとなるグランドデザインが必要である。

計画策定の際には、地域活性化の基礎となる様々なニーズをくみ上げ、情報の共有化を図ることが重要である。

この分野について、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	■復旧・復興の地域内最適化 ■復旧・復興のグランドデザインの早期策定・共有
----	--

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■自治体の復興計画の把握とそれに即した自社の復旧方法の決定 ■信頼度が高い情報に基づく復旧作業 ■日々の復旧状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前復興計画の検討 ・優先度を確認した復旧・復興作業 ・ホームページの活用 ・SNSなどの活用
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■各企業等の復旧状況等情報の共有 ■同業組合・経済団体等における情報発信 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ■復旧・復興情報等の積極配信 ■風評被害払拭のための迅速かつ的確な広報 ■復旧・復興事業に係る企業等からのニーズ把握 	
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■災害対策本部や関係行政機関間の情報共有 ■復旧・復興事業に係る行政機関間の連絡調整 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■復旧・復興についての多様な意見の反映 ■災害対策本部内での情報分析・調整 ■官民連携した風評被害への対応 	



3-E 地域に根ざした復旧・復興の総合調整

地域の活力維持・向上に際し、雇用の維持と経済活動の復興は大きな役割を占める。また、復旧・復興活動に地域との協力関係は不可欠である。

また、復旧・復興期においても、企業等同士が連携し地域の活力の担い手として、活動することが京都力の向上につながる。

この分野について、各機関がとるべき行動は概ね次のとおりである。

目的	■復旧・復興期における地域の担い手としての行動 ■復旧・復興期におけるCSRの発揮
----	--

取組主体	行動内容等	備考・ヒント等
企 業 等	<ul style="list-style-type: none"> ■事業所単位での地域の復旧・復興活動支援 ■地域に根ざした企業の役割の再検討・再構築 ■BCP遂行を確保した上で、従業員のボランティア派遣 ■地区防災計画に基づく復旧・復興作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興に伴う宿泊需要などへの対応 ・瓦礫、ゴミ等の撤去支援 ・所有するトラック、重機等の貸出し ・供食設備等を活用した炊き出し支援 ・各種支援について、被災地以外の関連企業への要請・仲介 ・施設内への防犯灯などの設置を通じた地域貢献 ・義援金、見舞金、物資提供等によるCSR活動
企業等間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の災害復旧・復興対策への協力、ボランティア派遣等に係る調整 ■風評被害払拭のための地域や同業種での連携 	
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ■アクセスしやすい、地域活動に対する有用な情報の発信 ■企業等、住民への復旧・復興に係る合意形成に向けた調整 	
行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■復興計画等に基づく各機関の役割分担 ■法秩序・治安の維持 	
企業等・行政間連携	<ul style="list-style-type: none"> ■京都BCPの推進組織を活用した地域の復旧・復興活動の支援・調整 ■オール京都による復旧・復興の対外的アピール発信 ■地域連携型BCPに関する演習・セミナーによる更なる地域力のアップ 	

第3 おわりに：今後の京都力向上のために

各企業等のBCP策定・遂行は災害に強い「京都」の基礎である。

しかし、一方で各企業等のBCPの積み上げが、必ずしも地域全体の活力の最適化に直結するとは限らないという限界もあることから、地域ごと、同業種ごとなどで協同しながら対策を進めることで、その限界を克服し更なる効果的・効率的な対策を地域に根付かせることが可能になるものと考えられる。本行動指針はそのヒントを提供したものである。

地域活力に関わる各主体が本行動指針を共有し、今後も議論・改訂し続けるそのプロセス自体が、結果として大規模広域災害等の危機事象時においても京都力の維持・向上につながるものと考えられる。

当面重点的に取組む課題

京都BCPにおいて、個別BCPの策定支援と連携型BCPの取組は、車の両輪となる重要課題であり、それぞれの充実に向け、当面、次の事項について重点的に取り組むことが適当である。

○ 共通

- ・ 地域防災計画への反映
- ・ 京都BCP行動指針の周知（説明会開催等）
- ・ 京都BCPの推進組織の維持・継続

○ 個別BCPの策定支援

- ・ BCP策定の促進
- ・ セミナー・意見交換会の実施

○ 連携型BCPの取組

- ・ 災害時の情報共有体制の確立
- ・ 経済団体や金融関係機関、ライフライン事業者との連携強化
- ・ 企業連携の促進
- ・ 医療等の分野との連携の促進

	当面重点的に取り組むべき課題	中長期的な取組
共 通	<ul style="list-style-type: none"> ○京都BCPの<u>周知、発展</u> ○地域防災計画への反映 ○京都BCPの推進組織の維持・継続 <ul style="list-style-type: none"> ・京都BCP推進会議の定期開催 ・京都BCP行動指針の継続的改訂 ・広報・啓発事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○各市町村等の協力体制構築 ○雇用・経済活動の周辺諸分野への展開 ○京都BCPの趣旨に賛同する企業等の掘起し
個別 BCPの 策定支援	<ul style="list-style-type: none"> ○BCP策定の促進 <ul style="list-style-type: none"> ○セミナー・意見交換会の実施等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとや業界団体ごとのセミナー開催 ・専門家の派遣 ・BCPモデルプランの随時改訂 ・BCP策定企業の実態調査の継続実施 ・個別企業等への京都BCP参画要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内、<u>工業団地内</u>の協力協定の<u>策定・見直し</u>
連携型 BCPの 取組	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の情報共有体制の確立 ○経済団体<u>等</u>各分野ごとの連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ○企業連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・リエゾン派遣などの手順確立 ・BCPに係る演習・訓練 ・金融やライフライン、<u>医療</u>、大学等各分野ごとの連携の拡大、<u>連絡・協議組織の設置・確立</u> ・モデル事業の取組(特定地域での連携型BCPの取組)<u>の展開・拡大</u> ・企業交流会の開催 	

行動指針における継続検討課題

本行動指針については、今後も共助の視点を踏まえた取組を更に加速しつつ、「京都」が一体となった次のような実効性が高める継続的な取組が期待される。

- 1 NPOや大学生などによる多様な主体の参画
- 2 ファンド設立等、実効性のある支援策創設
- 3 京都力の強靭化のためのハードインフラ要件の検討
- 4 地域型BCPの制約要因となる可能性のある規制の見直しの検討
- 5 BCMに取り組む企業が社会的、経営的に適切に評価される仕組みの検討
- 6 京都力の基盤となる経済活動の面的広がりを勘案した近隣府県や関西広域連合、国との連携

参考資料

1 用語解説

● B C P ・事業継続計画 (Business Continuity Plan)

「企業等の事業存続を脅かす緊急事態に見舞われたとき、重要業務を許容限界以上のレベルで維持するとともに、許容される期間内に操業度を回復するために、事前の対策・緊急期の対応計画・事後の復旧計画のこと。B C Pの策定は、特に特殊なものではなく、通常のリスク管理計画であり、この面での経営方針が反映されたものと考えることが可能である。また、B C Pを策定、運用し、災害リスクに強い組織づくりを目指す取組のことをBCM・事業継続管理 (Business Continuity Management) という。

● C S R (Corporate Social Responsibility)

企業が利益を追求するだけでなく、社会の一員としての役割を果たし、社会とともに発展していくための活動を指す。CSRの代表的なものとしては、安心・安全な製品・サービスの提供、人権の尊重、公正な事業活動の推進、コーポレートガバナンスの向上、環境への取り組み、多様な労働課題への取り組み、地域課題への取り組みなどが挙げられるが、企業によって最重要となる理念や利害関係者は当然異なるため、自社の特徴を把握した上で、最適な理念・活動を創り出すことが求められる。

● P D C Aサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などにおいて業務改善を行うための理論であり、P D C A (Plan-Do-Check-Act) のステップを経て継続的に改善を行う。B C Pは策定すればそれで完成するということではなく、少しずつスパイラルアップを重ね、完成度の向上を目指すことが必要である。B C Pの改善の取組にもP D C Aサイクルが活用でき、このサイクルを繰り返すことでの①自社業務の分析、②B C Pの策定、③教育訓練、④見直し更新といった流れになるのが一般的である。

● 関西広域連合

広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修の7分野で府県域を越えた行政課題に取り組むこと等を目的として、京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県により、平成22年12月に設立された特別地方公共団体。平成24年に京都市、大阪市、神戸市、堺市、**平成27年に奈良県**が加入している。福井県・三重県は、密接な連携が必要とされる連携団体として、オブザーバー参加している。

このうち広域防災事務（鳥取県は参加しておらず、連携団体と同様の扱い）については、大災害に備えた関西全域の防災力の向上のために、対応方針や具体的な連携体制等を盛り込んだ「関西防災・減災プラン」を定め、合同防災訓練等の事務が実施されている。

● 企業防災

企業が行う防災対策、企業のための防災対策など、意義は多様であるが、企業自身がどのように災害から身を守るか、また企業を災害からどのように守るかの対策をいうことが多い。従来から、住民の生命・身体・財産を災害から守ることに防災対策の力点が置かれていたが、企業を守ることも防災対策の一分野として注目されている。

● 帰宅困難者

勤務先や外出先等において地震などの自然災害に遭遇し、交通機関が途絶するなどにより自宅等への帰還が困難になった者を指す。中央防災会議では、統計上のおおまかな定義として、帰宅距離10km以内は全員「帰宅可能」、10kmを超えると「帰宅困難者」が現れ、20kmまで1kmごとに10%ずつ増加、20km以上は全員「帰宅困難」としている。

徒歩等による一斉帰宅が起こると応急活動に支障をきたすため、災害時には「むやみに移動を開始しない」という基本原則が呼びかけられているとともに、事業所等においても食料・飲料水などの備蓄、一時宿泊場所の確保等が求められている。

● 経営資源

事業を行うために必要となる様々な要素を指し、ヒト・モノ・カネ・情報のくくりで検討することが多い。「ヒト」は人材のことを指し、「モノ」は製品や設備などを、「カネ」は資金のことを指す。従来は、これら3つを経営資源の中核として捉えられることが多かったが、知識社会の進展に伴い、知的財産が重要視されるようになってきている。

● 行動マニュアル

BCPにおいて、災害発生直後にどのような行動を取るべきかあらかじめ定めたマニュアルのこと。たとえば、地震が発生したときの行動を各ステップごとに明示しておき、企業や上司からの指示がなかったとしても関係者全員がそのルールに則って行動できるよう、訓練等で検証しておく。また、最低限の内容はカードに印刷するなど、関係者全員が常に携帯するなどの対応も有効である。

● 災害時応援協定

災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体と民間事業者や関係機関との間で、または地方公共団体間で締結される協定。大規模災害発生時には、ライフラインの途絶、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより、被災自治体の災害対応能力は著しく低下するため、これに対処する手段の一つとして、また行政にはない専門的な技術や知識、資機材などを活用するため、物資の供給、医療救護活動、緊急輸送活動等の各種応急復旧活動について民間事業者からサポートを受ける旨の協定が締結されている。

● 災害対策本部

大規模な災害時に対策を決定し、指揮をとる本部のこと。一般的には都道府県や市町村が災害対策基本法により設置するものを指すが、企業等が災害対策を推進するために設置する組織も災害対策本部と称することがある。

● サプライチェーン

原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る全プロセスの繋がり・流れのこと。サプライチェーンの中で自社の置かれた立場を認識し、取引先と協力・提携しながら自社事業を復旧できるよう、BCPに盛り込んでおく必要があることについて、東日本大震災での経験を踏まえ改めて注目されている。また、取引の条件としてBCPの策定が求められるケースもあり、BCPの有無が平常時のビジネスにも影響を及ぼすようになってきている。

● 地域貢献

今日の社会においては、企業も住民などとともに社会の構成員であり、社会の一員として振る舞うことが期待されている。災害発生時といえども、地域の人々と無関係に、事業を継続する、自社の復旧活動を行うといったことは受容されない。CSRの一環として、BCPの内容にも自社中心に復旧を目指すのではなく、地域にどのような貢献ができるかという視点についても取り入れることが求められている。

● 地域防災計画

災害対策基本法に基づき、都道府県及び市町村の防災会議が策定する当該団体の防災に関する最上位の計画。①防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱、②防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画、③②について要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画等を具体的に定めている。

● 地区防災計画

平成25年度の災害対策基本法改正により、新設された制度。自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるための市町村の一定の地区内における防災活動に關

する計画であり、市町村地域防災計画の中で定めることができることとされている。当該地区内の居住者及び事業者から提案を受けた市町村防災会議は、必要に応じ、市町村地域防災計画に当該地区防災計画の内容について定めらなければならないこととされている。

● 中核事業

ダメージを受けた場合、企業の存続に最も重要性（または緊急性）の高い重要な事業のこと。中核事業は最終的には経営判断で決定されるものであり、企業存続そのものに大きな影響を及ぼすものであることから、BCPにおいてどの事業よりも最優先で継続・回復できるように対策を立てる必要がある。

● 南海トラフ巨大地震

南海トラフ沿いで発生が想定されている巨大地震のこと。想定震源域は、駿河湾から日向灘にかけて西日本の広い範囲に及ぶ。マグニチュード9クラスの超巨大地震になる可能性があり、最悪の場合、全国で32万人（うち京都府内では900人）規模の死者が想定されている。京都においては花折断層帯地震の被害想定に比べると比較的小さいが、物流機能の喪失などの影響が全国に及ぶことなど、広範囲の社会的影響が懸念されている。

● ハザードマップ

自然災害について、予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報を地図上に図示したもの。災害発生時に住民などは迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり非常に有効である。全国の市町村におけるハザードマップについては、国土交通省のハザードマップポータルサイトから閲覧できる。

● 花折断層帯地震

滋賀県高島市今津町から京都市を経て宇治市に至る断層帯。最大マグニチュード7.5程度の地震が想定されており、府内で最大震度7の大地震になる可能性があり、府内最大の7,000人規模の死者が想定されている。30年以内の発生確率は、ほぼ0～0.8%と評価されている。

● ライフライン（Life Line）

元々は英語で「命綱」の意であるが、電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備に代表されるエネルギー供給施設、水供給施設、通信施設などの現代社会において都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の系統のことを指す。これらの他、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関、交通機関などを含める場合もある。

● リエゾン

ここでは、災害時に他機関（災害対策本部等）へ派遣する情報連絡員をいう。相互協力のため、派遣先機関の情報収集や連絡事項の伝達、派遣元機関への要望・要請に対する調整などを行う。

● 連携型BCP

東日本大震災を契機に、従来の個別企業等を対象としたBCPの限界も指摘されるようになり、同業他社や地域内での企業等同士あるいはサプライチェーンを通じた関係企業等と連携したBCP策定の動きが出てきている。さらに、地方公共団体と連携する動きも模索され始めている。

● 事業継続力強化計画

中小企業庁は、中小企業の自然災害等に対する事前対策（防災・減災対策）を促進するため、第198回通常国会に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（以下、中小企業強靭化法という）」を提出し、国会審議を経て、令和元年5月29日に成立し、7月16日に施行した。

中小企業強靭化法において、防災・減災に取り組む中小企業がその取組を「事業継続力強化計画」としてとりまとめ、国が認定する制度を創設した。

2 参考URL

○企業防災

- ・企業防災のページ<内閣府（防災担当）>
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/index.html>
- ・京都B C P（企業のための防災のページ）<京都府>
<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/kyotobcp/index.html>

○事業継続の基本概念

- ・事業継続に係るポータルサイト<内閣府（防災担当）>
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/keizoku/index.html>

○B C P策定の指針・モデルプラン等

- ・事業継続ガイドライン第三版<内閣府（防災担当）>
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/pdf/guideline03.pdf>
- ・中小企業B C P策定運用指針<中小企業庁>
<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>
- ・B C Pモデルプラン（入門編）<京都府>
<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/kyotobcp/documents/jigyoukeikakumodelplanr1syusei2.doc>
- ・事業継続力強化計画<中小企業庁>
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

○B C P策定に関する関係団体

- ・B C A O（特定非営利活動法人事業継続推進機構）
<http://www.bcao.org/index.html>
- ・B C I（事業継続協会）
<http://www.thebci.org/index.php/home/japan-chapter-home>
- ・D R I I（D R I インターナショナル（一般財団法人 DRI ジャパン））
<http://www.dri-japan.org/>

○リスク把握のための参考資料

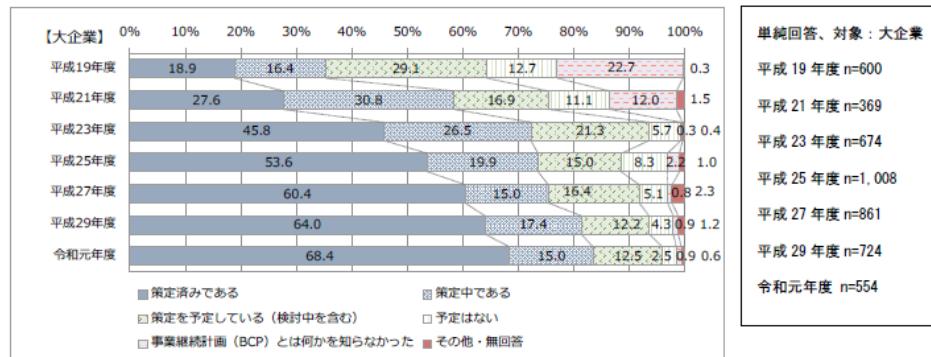
- ・京都府マルチハザード情報提供システム
<http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/top/top.asp>
- ・京都府地震被害想定調査<京都府>
<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/1219912434674.html>
- ・京都府地震被害想定調査マップ（G I Sによる震度・液状化危険度表示）<京都府>
<http://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/top/mapselectgroup.asp?mctg=21>
- ・各自治体のハザードマップポータルサイト<国土交通省>
<http://disaportal.gsi.go.jp/>

3 個別BCP策定状況

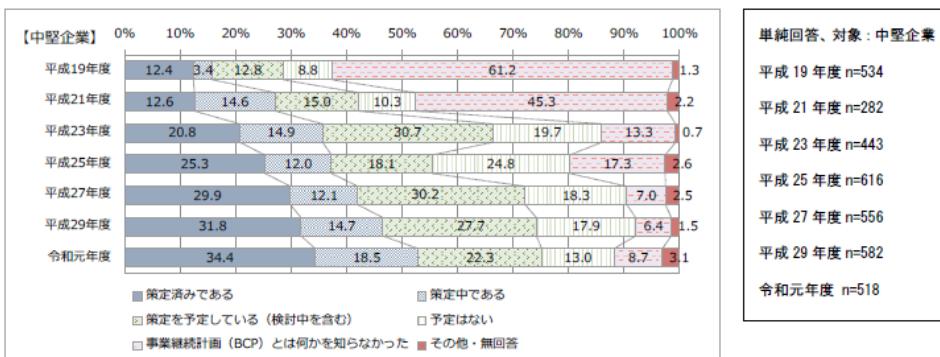
事業継続計画（BCP）の策定状況

(「令和元年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」R2.3月内閣府から抜粋)

【大企業】



【中堅企業】

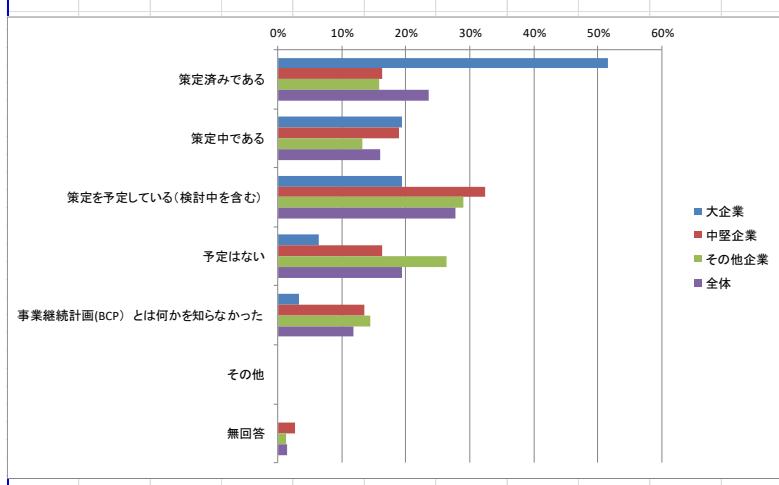


(「平成 26 年度京都企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」H27.7月京都府から抜粋)

回答結果(%) [n=144]						
	策定済みである	策定中である	策定を予定している(検討中を含む)	予定はない	事業継続計画(BCP)とは何かを知らなかった	その他
大企業	51.6%	19.4%	19.4%	6.5%	3.2%	0.0%
中堅企業	16.2%	18.9%	32.4%	16.2%	13.5%	0.0%
その他企業	15.8%	13.2%	28.9%	26.3%	14.5%	0.0%
全体	23.6%	16.0%	27.8%	19.4%	11.8%	0.0%

参考: 全国

企業規模	策定済みである	策定中である	策定を予定している(検討中を含む)	予定はない	事業継続計画(BCP)とは何かを知らなかった
大企業	53.6%	19.9%	15.0%	8.3%	2.2%
中堅企業	25.3%	12.0%	18.1%	24.8%	17.3%
その他企業	21.2%	12.0%	15.7%	30.8%	16.8%
全体	26.9%	13.2%	16.2%	26.0%	14.8%



4 京都B C P 検討会議

【参加機関】

名古屋工業大学大学院 社会工学専攻 教授 渡辺研司 <座長>
京都大学 防災研究所 教授 牧紀男
京都府商工会議所連合会
京都府商工会連合会
京都経済同友会
京都工業会
京都府中小企業団体中央会
株式会社京都銀行
西日本電信電話株式会社 京都支店
関西電力株式会社 京都支店
大阪ガス株式会社 京滋導管部
京都府営水道
京都市市長会
京都府町村会
京都市 行財政局防災危機管理室
京都市 産業観光局
京都府 府民生活部防災・原子力安全課
京都府 商工労働観光部

(順不同)

【検討会議の経過】

- 平成 24 年 8 月 13 日 ○ 第 1 回検討会議
内容 ①検討会議設置、座長選出
②地域連携型 BCP に係る基調報告
③意見交換
- 平成 24 年 10 月 23 日 ○ 府内企業等の防災・BCP の状況に係る実地調査（京都市内）
- 平成 24 年 11 月 15 日 ○ 府内企業等の防災・BCP の状況に係る実地調査（京都市内）
- 平成 24 年 11 月 19 日 ○ 府内企業等の防災・BCP の状況に係る実地調査（京都市内）
- 平成 24 年 11 月 21 日 ○ 京都BCP検討に係るアンケート調査
- 平成 24 年 11 月 27 日 ○ 府内企業等の防災・BCP の状況に係る実地調査（京都市内）
- 平成 24 年 12 月 25 日 ○ 第 2 回検討会議
内容 ①災害発生時における企業ニーズ
②京都BCP策定に向けた協議
③個別企業のBCP作成促進
④災害時の情報入手
- 平成 24 年 12 月 25 日 ○ 府内企業等の防災・BCP の状況に係る実地調査（京都市内）
- 平成 25 年 1 月 9 日 ○ 府内企業等の防災・BCP の状況に係る実地調査（京都市内・京都府南部）
- 平成 25 年 2 月 1 日 ○ 京都府防災会議 地域防災計画修正
内容 ①災害対策本部に企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口設置
- 平成 25 年 3 月 18 日 ○ 第 3 回検討会議
内容 ①災害発生時における企業ニーズ
②府域における危機事象と事業継続に与えるインパクト
③京都BCPの骨格案の検討
④災害時の情報入手
- 平成 25 年 6 月 4 日 ○ 府内企業等の防災・BCP の状況に係る実地調査（京都市内）
- 平成 25 年 8 月 1 日 ○ 第 4 回検討会議
内容 ①災害発生時における企業ニーズ
②ハリケーン来襲時の事例研究
③京都BCP「行動指針」（イメージ）の検討
④企業の防災対策促進
- 平成 25 年 8 月 7 日 ○ 京都BCP金融関係勉強会
内容 ①災害時に金融関係者が果たす役割等について意見交換
- 平成 25 年 10 月 22 日 ○ 府内企業等に対するBCPについての講演（渡辺座長）（京都市内）
- 平成 25 年 10 月 24 日 ○ 府内企業等の防災・BCP の状況に係る実地調査（京都市内・京都府北部）
- 平成 25 年 11 月 14 日 ○ 京都BCP金融関係勉強会
内容 ①台風第 18 号の対応に係る課題点検
②事業継続マネジメントにおける金融の役割
- 平成 25 年 11 月 14 日 ○ 府内企業等の防災・BCP の状況に係る実地調査（京都市内）
- 平成 25 年 8 月 1 日 ○ 第 5 回検討会議
内容 ①ライフライン各機関の現状
②京都BCP行動指針の検討
- 平成 26 年 1 月 24 日 ○ 京都BCP金融関係勉強会
内容 ①台風第 18 号の対応に係る課題点検
- 平成 26 年 2 月 19 日 ○ 第 6 回検討会議
内容 ①京都BCP行動指針の検討

本行動指針は、ホームページでも公表しております。

<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/documents/bcpshishinn.pdf>

〈連絡先〉

京都府**危機管理部災害対策課**

T E L : 075-414-4475

F A X : 075-414-4477

e-mail : saigaitaisaku@pref.kyoto.lg.jp